

●香川県告示第533号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成25年12月13日から施行する。

平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2及び第10条の規定に基づき、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）<u>第3条第1項</u>の救助の程度、方法及び期間並びに災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）<u>第7条第5項</u>の規定による実費弁償の程度を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では<u>住家</u>を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、<u>イ</u>の規定にかかわらず、別に定めるところによる。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで</u>とする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) <u>炊き出し</u>その他による食品の給与</p> <p>ア <u>炊き出し</u>その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁</p>	<p>災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）第4条の2及び第10条の規定に基づき、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）<u>第9条第1項</u>の規定による救助の程度、方法及び期間並びに災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定による実費弁償の程度を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>第1 政令第9条第1項の<u>規定による</u>救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 <u>収容施設</u>の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では<u>住宅</u>を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、<u>ウ</u>の規定にかかわらず、別に定めるところによる。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から<u>2年以内</u>とする。</p> <p>2 <u>炊出し</u>その他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) <u>炊出し</u>その他による食品の給与</p> <p>ア <u>炊出し</u>その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故</p>

故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(2) 略

ア 略

イ 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 略

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2)～(4) 略

4 略

(1) 医療

ア～ウ 略

エ 医療のために支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 略

地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

イ 炊出しその他による食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(2) 飲料水の供給

ア 略

イ 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2)～(4) 略

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(1) 医療

ア～ウ 略

エ 医療のために支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 略

- (1) 医療
- 5 被災者の救出
 - (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出することにより行うものとする。
 - (2) 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
 - (1) 略
 - (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり52万円以内とする。
 - (3) 略
- 7 略
 - (1)・(2) 略
 - (3) 生業に必要な資金として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。
ア・イ 略
- 8 略
 - (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
 - (2) 略
 - (3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。
ア 略
イ 文房具費及び通学用品費
(ア)～(ウ) 略

- (2) 略
- 5 災害にかかった者の救出
 - (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救い出すことにより行うものとする。
 - (2) 災害にかかった者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
 - (1) 略
 - (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。
 - (3) 略
- 7 生業に必要な資金の貸与
 - (1)・(2) 略
 - (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。
ア・イ 略
- 8 学用品の給与
 - (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
 - (2) 略
 - (3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。
ア 略
イ 文房具及び通学用品費
(ア)～(ウ) 略

- (4) 略
- 9・10 略
- 11 略
- (1)～(3) 略
- (4) 略

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

- (5) 略

12 略

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる場合に支出する。

ア・イ 略

ウ 被災者の救出

エ～キ 略

(2) 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,000円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、 1人1日当たり 15,700円以内

臨床検査技師、臨床工学技士

及び歯科衛生士

ウ 保健師、助産師、看護師及 1人1日当たり 15,800円以内

び准看護師

- (4) 略
- 9・10 略
- 11 死体の処理
- (1)～(3) 略
- (4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 略

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

- (5) 略

12 略

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる場合に支出する。

ア・イ 略

ウ 災害にかかった者の救出

エ～キ 略

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第10条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円以内

イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円以内

ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円以内

エ	救急救命士	1人1日当たり	15,600円以内
オ	土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	16,600円以内
カ	大工	1人1日当たり	17,100円以内
キ	左官	1人1日当たり	16,900円以内
ク	とび職	1人1日当たり	16,100円以内

(2) 時間外勤務手当

(1)に定める日当の額を基礎とし、県の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

(1)に定める日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
略

エ	土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,200円以内
オ	大工、左官及びとび職	1人1日当たり	20,700円以内

(2) 時間外勤務手当

ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級11号給職員に相当する額以内とする。

イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職2級13号給職員に相当する額以内とする。

(3) 旅費

ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級職員に相当する額以内とする。

イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職2級職員に相当する額以内とする。

2 政令第10条第5号から第10号までに掲げる者
略